

## 令和元年社会福祉施設等調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の対象及び客体

#### (1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、別紙に掲げる施設・事業所の全数を把握する。

#### (2) 詳細票

施設票：別紙に掲げる社会福祉施設等を対象とし、保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）については層化無作為抽出した施設、それ以外については全数を客体とする。

事業所票：別紙に掲げる全国における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数を客体とする。

### 3 調査の期日

令和元年 10 月 1 日

### 4 調査の事項

施設基本票：施設の種類、施設名、所在地、設置主体・経営主体、定員 等

施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等

事業所基本票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体 等

事業所詳細票：サービスの種類と提供状況、従事者数 等

### 5 調査の方法及び系統

#### (1) 調査の方法

基本票：厚生労働省から都道府県、指定都市、中核市に対し、オンラインによる配布・回収を行う。

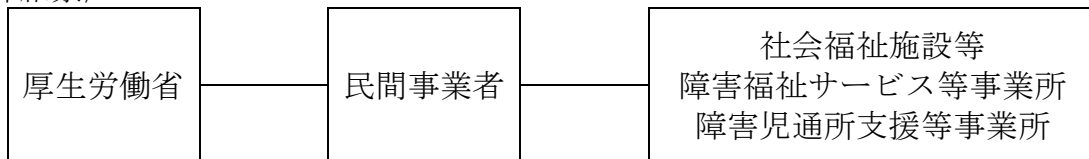
詳細票：厚生労働省が委託した民間事業者から調査対象施設・事業所に対し、郵送、オンラインによる配布・回収を行う。

## (2) 調査の系統

### 〈基本票〉



### 〈詳細票〉



## 6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が行う。調査結果は「令和元年社会福祉施設等調査の概況」及び「令和元年社会福祉施設等調査報告」として、集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/>) 及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

(別紙)

## 【 調査対象施設・事業所 】

### 【 施設：61種類 】

- 1 生活保護法による保護施設（5種類）  
救護施設、更生施設、医療保護施設\*、授産施設、宿所提供施設
- 2 老人福祉法による老人福祉施設（9種類）  
養護老人ホーム（一般、盲）、軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス、都市型）、老人福祉センター（特A型、A型、B型）\*
- 3 障害者総合支援法による障害者支援施設等（3種類）  
障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム
- 4 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設（8種類）  
身体障害者福祉センター（A型、B型）\*、障害者更生センター\*、補装具製作施設\*、盲導犬訓練施設\*、点字図書館\*、点字出版施設\*、聴覚障害者情報提供施設\*
- 5 売春防止法による婦人保護施設（1種類）  
婦人保護施設
- 6 児童福祉法による児童福祉施設（27種類）  
助産施設\*、乳児院、母子生活支援施設、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所（A型、B型、C型）、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業、児童養護施設、障害児入所施設（福祉型、医療型）、児童発達支援センター（福祉型、医療型）、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター\*、小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）、その他の児童館、児童遊園\*
- 7 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子福祉施設（2種類）  
母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム
- 8 その他の社会福祉施設等（6種類）  
授産施設\*、無料低額宿泊所\*、盲人ホーム\*、隣保館\*、へき地保健福祉館\*、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外、サービス付き高齢者向け住宅であるもの\*）

### 【 事業所：25種類 】

- 1 障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所（20種類）  
居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、重度障害者等包括支援事業所、相談支援事業所（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所、宿泊型自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型、B型）事業所、自立生活援助事業所、就労定着支援事業所
- 2 児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所（5種類）  
児童発達支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所

注：\*の施設は基本票のみ実施。